農林水産商工常任委員会資料

（令和６年６月１３日）

項　目

■　鳥取県企業局改革プラン素案について　・・・・・２ページ

■　日野川流域の渇水状況と取水制限の開始について　・・・・・３ページ

企　　業　　局

鳥取県企業局改革プラン素案について

令和６年６月１３日
企業局経営企画課

企業局の限られた経営資源を最大限活かし、県内産業・雇用の活性化に資する企業経営を目指すため、令和６年５月に策定された鳥取県庁改革プランの取組の方向性等を踏まえ、「鳥取県企業局改革プラン」を策定することとし、この度素案を作成しましたので、報告します。

１　策定の趣旨

○昨今、コストカット型経済から賃金及び物価が伸びる成長型経済への転換が図られる中、引き続き物価高騰が見込まれ、また、人口減少・少子高齢化やアフターコロナへの対応等といった社会・経済環境の大きな変容が見られる。そのような状況下、企業局は、全国初の水力発電のコンセッション事業を実施する等、時代の変遷に応じて果敢な取組を実施してきた。

○鳥取県においては、限られた行政資源(人員・予算等)を最大限活かし、政策の質・量・スピードを並立させた県政運営を行うため、鳥取県庁改革プラン(令和６年５月策定)において、「健全かつ機動的な財政運営の堅持」、「簡素で効率的・筋肉質な組織づくり」、「無理・ムダのない効率的な行政運営へ」を基本指針として令和８年度までの取組を始めたところ。

○また、鳥取県産業振興未来ビジョン（令和６年４月改訂）においては、県経済・産業の活力を引き出し、持続的発展を実現することを基本目標として、「中小企業から中堅企業への成長など、地域産業の核となる企業の立地を進めること」、「新たな産業分野を事業の柱とする企業が現れていること」などを１０年後の県内産業の姿として描いている。

○こうした中、企業局では、企業性や経済性を発揮しながら、継続的な再生可能エネルギーの地域への供給、良質な工業用水の提供、工業団地への企業誘致などにより、産業の下支えとして県内経済に貢献し、持続可能な安定経営に向けた簡素で効率的かつ筋肉質な組織づくり等にも積極的に挑戦しながら、企業局の経営資源を活かして県の産業振興や地域貢献を行う等時代の変遷に則した県の施策の推進に貢献するため、次期鳥取県企業局経営プラン(令和９年度～令和１８年度)を見据え、今後の方向性の指針となる「鳥取県企業局改革プラン」を策定する。

２　基本指針・目指す姿・取組の方向性＜素案＞

＜企業局改革の基本指針＞

１　電気事業
（1）再生可能エネルギーの利活用及び電力の安定供給による地域への貢献
（2）経営の効率化等

２　工業用水道事業
（1）工業用水の利用拡大による産業振興への貢献
（2）持続可能な経営の確保に向けた収支改善策の実施

３　埋立事業
（1）地域発展に繋がる戦略的な企業誘致

＜目指す企業局の姿＞

１　電気事業
■企業局が再生可能エネルギーを活用して発電した電力の地域利用を通じた「県施策の推進（脱炭素・環境施策、産業振興等）」
■精緻な経営シミュレーション等に基づき、発電所の大規模改修・リプレース時に「民間活力の導入など適切な手法」により経営の効率化を推進

２　工業用水道事業
■低価の工業用水道供給による「工業生産基盤の維持」のため、経済状況に左右されず工業用水を安定的・継続的に供給可能とする「持続可能な経営基盤の構築」
■工業用水利用拡大のため、埋立事業と連動した「効率的な営業体制の構築」

３　埋立事業
■未分譲地（竹内工業団地）への企業誘致を促進し賑わいづくり等「地域経済の発展に寄与」
■未分譲地売却のため、工業用水道事業と連動した「効率的な営業体制の構築」

＜取組の方向性＞

１電気事業
(1)水力発電
○民間活力導入を実施した4発電所のモニタリングを継続的に行い、評価検証を実施
○その他の発電所については、修繕計画・財務シミュレーションの精緻化を行い、電力市場・エネルギー施策の動向、モニタリング状況を踏まえ民間活力導入も含めた大規模修繕・更新時の手法を検討
○発電した電気の県施策への有効活用

(2)風力発電
○県内への風力発電普及のための先導的整備という目的を達したため、FIT 期間終了を見据え、他事業者等へ譲渡又は事業継承

(3)太陽光発電
○民間による建設が困難な場所を対象として建設を行ってきた太陽光発電所について、太陽光発電事業の多様化や使用電力料金の高騰に鑑み、当面は事業を継続しつつ FIT 期間終了後の施設所有者における自家消費へ転換又は他事業者へ事業継承

２　工業用水道事業
(1)県内工業団地への企業誘致と工業用水道の営業を一体的に行うことで、ユーザーの拡大を図り、健全かつ効率的経営を実現
(2)公営企業経営と県内企業の競争力強化が共存できる適正な料金設定（ユーザーと協議のうえ検討）
(3)民間活力の導入も含めた、効率的で確実な設備老朽化対策

３　埋立事業
埋立事業と工業用水道事業の一体的運営による相乗効果と、人員の有効活用により、未分譲地の完売を目指すと共に、簡素で効率的な組織づくりを実現
（令和9年度からの工業用水道事業の附帯事業化を検討）

日野川流域の渇水状況と取水制限の開始について

令和６年６月１３日
河　　川　　課
農地・水保全課
企業局工務課

５月下旬以降渇水状況となっている日野川流域において、６月８日（土）から取水制限が開始されましたので、その状況を報告します。

１　渇水の状況及び取水制限の開始等

（１）降水量と河川の流況・ダムの貯水状況

日野川流域では、５月に入ってからまとまった雨が降らず、渇水状況が顕著となっている。５月の降水量は、鳥取県中・西部では平年の６割から８割程度で、向こう１か月降水予報（６月６日気象庁発表）は、ほぼ平年並みの見込みである。

なお、菅沢ダムの６月 10 日時点の利水貯水率は 78.1%。

（２）取水制限等の対応状況

６月７日（金）、下流の車尾堰（くずもぜき）の流量が取水制限開始基準の１㎥/s を下回ったことが確認されたため、６月８日（土）から一律１０％の取水制限を開始することとし、６月 10 日（月）から全ての利水者が取水制限を実施中である。

また、日野川河川事務所では、下流への水の補給のため、車尾堰の流況を見ながら菅沢ダムからの放流量を一時的に増量して流況改善へ向けた対応を行っている。

基準：車尾堰の流量が１㎥／s を下回った場合は、一律 10%から段階的（15%、20%）に取水制限を実施。

［H17］制限率 35%、37 日間　　［H19］制限率 20%、44 日間　　［H21］制限率 20%、32 日間
［H25］制限率　5%、33 日間　　［R1］　制限率 10%、　8 日間　　［R4］　制限率 20%、59 日間
（※制限率は制限期間中の最高値）

（３）「日野川流域水利用協議会」の開催状況

６月７日（金）に同協議会が開催され、当面まとまった降雨が期待できないことから、取水制限を開始することを確認した。

《出席者》国土交通省日野川河川事務所、農林水産省中国土地改良調査管理事務所、鳥取県、同企業局、米子市、境港市、日吉津村、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、各土地改良区（米川、箕蚊屋、西部、尾高井手）、王子製紙、中国電力（株）、日野川水系漁業協同組合、鳥取地方気象台

（出席者の意見）

［各土地改良区］・・・・・・・・・・・・土日の対応が難しいので、月曜からの実施にしてほしい。
［日野川水系漁業協同組合］・・・・・・瀬切れがないよう、ダムからの放流をお願いする。
［王子製紙、県企業局(工業用水)］・・・取水制限に協力する。

２　現状と今後の対応

６月７日（金）からの菅沢ダムの放流量の増量調整により、６月 10 日（月）現在、車尾堰の流量は１㎥/s 以上が確保されている。なお、流況が安定するまで 10%取水制限を当面継続する。

今後も流況をモニタリングしながら、状況に応じ関係者と対応を協議していく。

（参考）

日野川車尾堰付近の流況（写真：６月７日（金）国土交通省日野川河川事務所）